

活動の注意点

交付金は全て公金です。ルールを守って支出してください。

- ・**県基本方針・地域活動指針に記載**の取組内容のみ交付金を充当することができます。
- ・県基本方針・地域活動指針は**国が定める活動指針及び活動要件**に追加する事項が設けられています。

※「水田からの排水（濁水）管理」、「水質モニタリングの実施・記録管理」が必須等

組織が活動計画書策定し、その計画に基づき毎年活動を実施します。

- ・**県基本方針、地域活動指針**は滋賀県世代をつなぐ農村まるごと保全推進協議会のホームページに掲載しています。

<https://shiga-nouson-marugoto.com/form/>

**基本方針（活動指針）**

- ・[県基本方針](#)
- ・[地域活動指針](#)

- ・**国が定める活動指針及び活動要件**は農林水産省のホームページに掲載されています。  
ホーム>農村振興>多面的機能支払交付金

[https://www.maff.go.jp/j/nousin/kanri/tamen\\_siharai.html](https://www.maff.go.jp/j/nousin/kanri/tamen_siharai.html)

実施要領 別記 一覧					
番号	関係条項 (実施要領)	内 容	作成者等	提出先 協議先 通知先等	備考
多面的機能支払交付金関係					
1-1	第1の1の(2) 第2の1の(2)	対象農用地等面積の測定について	-	-	農地維持支払・ 資源向上支払共通
1-2	第1の2の(1) 第2の2の(1)	国が定める活動指針及び活動要件	-	-	農地維持支払・ 資源向上支払共通
1-3	第1の2の(1) 第2の2の(1)	地域活動指針の策定及び同指針に基づき定める要件の設定に係るガイドライン	都道府県知事	-	農地維持支払・ 資源向上支払共通
1-4	第1の2の(2)	地域資源の適切な保全管理のための推進活動及び地域資源保全管理構想の策定について	対象組織	市町村長	農地維持支払

**実際にあった不適切事例**

- ・活動記録に記載のない日当の支払い（活動記録、日当整理帳の日時や人数の不一致）
- ・構成員一覧に記載のない個人や他団体への日当の支払い
- ・活動参加者に毎回恒例として粗品の提供（パン・菓子・鎌等）
- ・領収書に金額のみの記載で何を購入したかわからない。
- ・他団体や個人が所有している備品に対する消耗品支出（自治会所有のコピー機のインク）
- ・根拠のない構成員への配分（構成員が所有する農地面積の割合に応じて交付金を配分）

- ・**農業・農村の有する多面的機能について【情報提供】**  
「農業・農村の有する多面的機能」のパンフレットや動画が農林水産省のホームページに掲載されています。ホーム>農村振興>農業・農村の多面的機能

[https://www.maff.go.jp/j/nousin/noukan/nougyo\\_kinou/](https://www.maff.go.jp/j/nousin/noukan/nougyo_kinou/)